

# 群馬県における関連支援策等

# パートナーシップ構築宣言の推進



## 「パートナーシップ構築宣言」とは

事業者が、**サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄**を目指し、「発注者」側の立場から、「**代表権のある者の名前**」で**宣言するもの**です。

### 宣言のイメージ



宣言内においては、以下項目について宣言を行います

#### ■ サプライチェーン全体の共存共栄と**新たな連携**

- ・ オープンイノベーション
- ・ IT実装
- ・ グリーン化 等

#### ■ 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守

特に、**取引適正化の重点5課題**について宣言します。

- ① 価格決定方法
- ② 型管理などのコスト負担
- ③ 手形などの支払条件
- ④ 知的財産・ノウハウ
- ⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

# パートナーシップ構築宣言の推進

## パートナーシップ構築宣言の推進と価格転嫁を促す群馬共同宣言

価格交渉しやすい環境を整備し、適正な価格転嫁を促進するため、令和5年8月に、経済団体、労働団体、支援団体、行政の11団体が連携して取り組む共同宣言を発出しました。

### 【参加団宣言団体】

#### ○経済団体

群馬県経営者協会、群馬県商工会議所連合会  
群馬県商工会連合会、群馬県中小企業団体同友会、  
群馬県経済同友会、群馬県中小企業家同友会

#### ○労働団体

日本労働組合総連合会群馬県連合会

#### ○支援団体

群馬県産業支援機構

#### ○行政

経済産業省関東経済産業局、厚生労働省群馬労働局、群馬県



# パートナーシップ構築宣言の推進

## 群馬県における宣言の状況 (R7.9.29時点)

|     | 宣言企業数  |
|-----|--------|
| 群馬県 | 1,866  |
| 栃木県 | 727    |
| 茨城県 | 1,307  |
| 埼玉県 | 7,478  |
| 全国  | 78,643 |

## 宣言のメリット

- 企業イメージの向上
- 国・県の補助金等への優遇措置
- SDGsの達成に寄与

「宣言」により発生する義務はありません。  
ただし、「宣言」が**履行されていないと認められる場合**には、  
「宣言」の**掲載が取りやめ**になることがあります。

# 関連支援策について

## ぐんま賃上げ促進支援金

群馬県では、従業員の賃金を5%以上引き上げた  
県内の中小企業等を対象に、  
従業員1人あたり5万円(最大20人分)を支給します。

### 支給額

従業員1人あたり5万円、最大20人分  
(法人番号単位の申請/最大100万円)

### 支給対象者

県内に事業所を有する中小企業等  
※公益法人、協同組合、個人事業主(従業員1人以上雇用)も含む。

### 支給要件

- 賃上げの対象従業員  
県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者  
※非正規雇用労働者は、週所定労働時間が20時間以上であること。
- 賃上げ額  
令和7年4月1日から令和7年11月30日までの期間において、  
従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して5%以上引き上げ  
※賃上げの対象は基本給とし、定期昇給・ベースアップは問わない。  
※最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。  
※賃上げ額の確認は、支援金の対象として申請された従業員についてのみ行う。  
(例:従業員数20人の事業所で、5人の従業員の賃金を  
それぞれ5%以上引き上げた場合は、5人分の支援金が申請可能)
- その他  
① 引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。  
② 法人の場合、パートナーシップ構築宣言の宣言企業であること。  
③ 賃上げを目的とする他の助成金等を受給していないこと。

### 市町村連携

太田市・館林市・渋川市・玉村町・大泉町が上乗せを実施  
※詳細は特設サイトを御確認ください。

### 申請期間

令和7年7月14日(月)から令和7年12月26日(金)まで  
※予算上限に達した場合は前倒しで終了。

### 申請方法

特設サイトから申請  
<https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/>



詳細は裏面

## ←ぐんま賃上げ促進支援金

### ■「パートナーシップ構築宣言」が 支援金の申請要件

### ■ 従業員への賃上げを要件に 支援金を支給

ぐんま賃上げ促進支援金  
特設サイト→



## 中小企業パワーアップ資金→

### ■「パートナーシップ構築宣言」を 登録した上で要件を満たすと低 金利で制度融資を利用可能

中小企業パワーアップ資金  
群馬県ホームページ→



【令和7年度 群馬県制度融資】

## 中小企業パワーアップ資金



経営革新や新分野進出、事業再構築、事業拡大、DX、  
SDGs等中小企業者の皆様の積極的な取組を支援します！

|        |                    |                                                                          |
|--------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 要件 I   | 経営革新等要件            | ・経営革新計画や経営力向上計画等を実施する方<br>・要件Ⅱまたは要件Ⅲの内容に取り組む方で<br>「パートナーシップ構築宣言」に登録している方 |
| 要件 II  | 競争力強化・<br>事業再構築等要件 | ・新分野展開、事業転換、事業拡大等に取り組む方<br>・DX(デジタルトランスフォーメーション)に<br>取り組む方               |
| 要件 III | SDGs等要件            | ・SDGsに取り組む方<br>・誰もが働きやすい職場環境整備や働き方改革に<br>取り組む方                           |

| 融資条件   | 要件 I                             | 要件 II                   | 要件 III |
|--------|----------------------------------|-------------------------|--------|
| 融資限度額  | 2億円(※1)                          |                         |        |
| 融資期間   | 設備:12年以内(据置2年以内) 運転:7年以内(据置1年以内) |                         |        |
| 金利(※2) | 1.5%以内                           | パートナーシップ<br>構築宣言<br>の登録 | 1.7%以内 |

※1 要件Ⅰ～Ⅲ合わせて2億円(内運転資金は5,000万円)まで  
※2 責任共有対象および信用保証の有無により変動

「パートナーシップ構築宣言」に登録し、要件Ⅱまたは要件Ⅲの  
内容に取り組む場合、要件Ⅰの金利でご利用いただけます！

要件Ⅱ・Ⅲ 金利1.7%以内 → 要件Ⅰ 金利1.5%以内

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト <https://www.biz-partnership.jp/>



### ◆融資の申込先◆

群馬県内に本店・支店がある  
銀行、信用金庫、信用組合及び  
商工中金の融資窓口



群馬県HPで [パワーアップ資金](#) 検索

群馬県 産業経済部 地域企業支援課 金融係  
TEL:027-226-3332



# 宣言登録の流れ

パートナーシップ  
構築宣言ポータルサイト→



## 社内体制の 確認

- パートナーシップ構築宣言の取扱いを確認（「代表者の名前で宣言」「ポータルサイトでの公開」等）
- 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を確認

## 準備

- ポータルサイトから「ひな形」をダウンロード
- 「記載要領」を確認しながら宣言を作成し、PDF化

## 登録

- ポータルサイト上の登録フォームに必要事項を入力
- PDF化した「宣言」をアップロード

## 公開

- 事務局が内容（署名が入力されているかなど）を審査  
※修正がなければ10日程度でサイトに公開（申請が集中する時期は更に日数を要する場合あり）



# 価格転嫁、取引に関するご相談

| 各種相談等窓口                                                                                                                                                                                                | 相談先のページ                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○<b>群馬県よろず支援拠点</b><br/>あらゆる経営課題の相談窓口です。<br/>＜相談先＞ 群馬県よろず支援拠点：027-265-5016</p>                                                                                                                       |    |
| <p>○<b>価格転嫁サポート窓口</b><br/>価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の習得支援を通じて、下請中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押しします。<br/>＜相談先＞ 群馬県よろず支援拠点：027-265-5016</p>                                                                               |    |
| <p>○<b>下請かけこみ寺（R8.1.1からは「取引かけこみ寺」）</b><br/>中小企業の取引上の悩みに関する相談について、企業間取引や下請代金法などに詳しい相談員や弁護士が無料で相談に応じています。<br/>※取引あっせん、経営、技術、金融、労働、交通事故等、一般の法律相談に関する相談は、お受けできません。<br/>＜相談先＞（公財）群馬県産業支援機構：027-265-5027</p> |   |
| <p>○<b>申告情報ガイドライン</b><br/>中小企業庁では、下請代金支払遅延等防止法（下請法）の対象となる違反事実（親事業者の義務・禁止行為）に関する申告・報告（情報提供）を受け付けています。<br/>※民事的な紛争解決のための仲介等を行うものではありません。<br/>＜相談先＞ 中小企業庁：03-3501-1511</p>                                |  |